

【技 1-20-12】

農林・畜産廃棄物の処理

【基本的事項】

- ・ 農林・畜産廃棄物は発生量と腐敗に進行具合によっては緊急的な対応が必要となる場合がある。
- ・ そのため、優先度に応じて、し尿処理施設等への投入、焼却、埋立等を関係法令に留意し、衛生環境を確保しながら行う。

【農林・畜産系廃棄物の種類と災害時の対応】

農林・畜産系廃棄物の種類と災害時の対応を以下に示す。

表 代表的な農林・畜産系廃棄物の種類と災害時の対応

種類	具体例	災害時の対応
廃油	農業用機械の廃潤滑油、燃料等の残り	技 1-21-15「個別有害・危険製品」参照
廃酸・廃アルカリ	廃農薬	
廃プラスチック類	ハウス用ビニール、マルチポリ、テープ、プラボトル等	技 1-20-1「混合可燃物」参照
金属くず	使用済み農薬缶、ハウス用パルプ、農耕機等	スクラップ処理
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	使用済み農薬びん等	埋立処分
木くず	製材所等から生じる木材片、木皮、おがくず等	技 1-20-3「木質系廃棄物」参照
動物系固形不要物	と畜場及び食鳥処理場における家畜の解体等に伴って生じる不要物	セメントリサイクル
家畜ふん尿	畜産農業に係るもの	処理フロー参照
家畜の死体	畜産農業に係るもの	

※感染性廃棄物の処理については技 1-21-15「個別有害・危険製品」を参照のこと。

出典：青森県「事業者のための産業廃棄物適正処理ガイドブック」（平成 25 年 4 月）をもとに著者作成

【処理フロー】

農林畜産系廃棄物の中で、特に衛生面から緊急対応が必要と考えられるものとして、「家畜ふん尿」及び「家畜の死体」の処理フローを以下に示す。

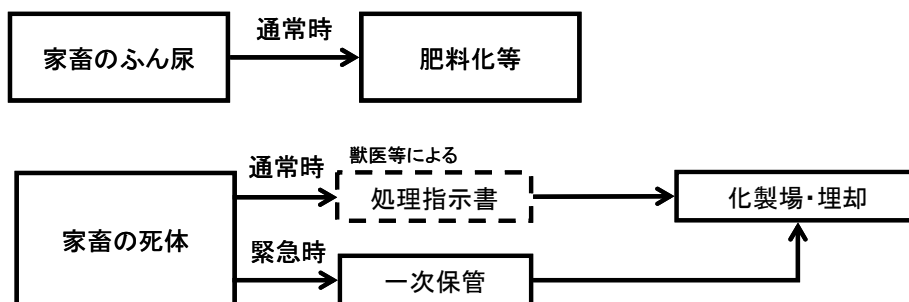


図 被災家畜に係る廃棄物の処理フロー

家畜ふん尿

- ・ 家畜ふん尿は、農林水産省「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（家畜排せつ物法）」（平成11年7月28日法律第112号）に基づき、肥料化等により適正に処理しなければならない。

家畜の死体

- ・ 家畜の死体は、厚生労働省「化製場等に関する法律（化製場法）」（昭和23年7月12日法律第140号）等に基づき、化製場等で適正に処理しなければならない。
- ・ 化製場等に家畜の死体を持ち込む場合は、施設の設置者又は管理者に、獣医師の発行した「死亡獣畜処理指示書」を提出する。
- ・ 処理能力不足等により、やむを得ず一時保管する場合は、土層の土地、又は底部をビニールシートで覆った穴に埋め、化製場で処理ができる段階まで備える。

【留意点】

- ・ 農林・畜産廃棄物の野焼きは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、原則禁止である。
- ・ 自己所有地であっても、家畜の死体を自己処理で埋却することは禁止とされている。
- ・ 被災域での廃棄物の腐敗が懸念される場合は、消石灰・灰散布等の腐敗遅延対策を施す。

出典：「災害廃棄物の野焼きについて（第一報）（平成23年4月、国立環境研究所）」
「事業者のための産業廃棄物適正処理ガイドブック」（平成25年4月、青森県）

参考URL：

「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」

(http://www.maff.go.jp/j/chikusan/kankyo/taisaku/t_mondai/03_about/)

「化製場等に関する法律」

(<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S23/S23H0140.html>)